

出席停止について

☆「健康の記録」より

〈学校において予防すべき感染症〉

学校において感染症を予防することは、望ましい学校環境を維持するとともに、児童生徒が健康な状態で教育を受けることができるためにも極めて重要なことです。

多数の児童生徒が集団生活を行う学校において、感染症が発生した場合、感染症がまん延しやすいことや、児童生徒に与える教育上の影響が大きいことなどから、法において下記のように、「学校において予防すべき感染症」の種類と出席停止の期間の基準が定められています。

学校保健安全法施行規則 18条・19条

	学校において予防すべき感染症の種類	出席停止の期間の基準
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る）及び鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザA属インフルエンザAウイルスであって、その血清型がH5N1であるものに限る）	治癒するまで
	インフルエンザ（鳥インフルエンザH5N1を除く）	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
第二種	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん（三日ばしか）	発疹が消失するまで
	水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が痂皮（かさぶた）化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主症状が消退した後2日を経過するまで
	結核	症状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで
第三種	髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医等において感染の恐れがないと認めるまで
	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症	症状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで

*新型インフルエンザなど、新たな感染症が発生した場合に、国や県からの通達に従うようになります。詳細については、その都度、お知らせします。

出席停止について

お子さまが上記の表にあげた感染症にかかった場合は、出席停止となり登校できませんので、医師の指示に従い、療養に専念してください。

- 出席停止期間は欠席扱いになりません。
- 医師により感染の恐れがないと認められ登校する際は、治癒証明書を発行してもらってください。

* 治癒証明書

- ・ 新型インフルエンザ、季節性インフルエンザは除きます。
- ・ 治癒証明書は、高額な診断書とは異なります。
- ・ 市内の医療機関で発行（1通：500円）
- ・ 他市の医療機関にかかった場合や、不明な場合は学校に連絡ください。

※治癒証明書について

- 第三種その他の感染症については医師が必要と認めるとき以外は原則不要になります。（ただし、学校や地域で感染拡大の心配があると校長が学校医と相談の上判断した場合は治癒証明書が必要です）
- その他の感染症としては、溶連菌感染症、マイコプラズマ感染症、感染性胃腸炎などが考えられますが、医師の診断、指示に従ってください。